

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月14日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第17号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長	法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長
1～29 略					1～29 略				
30 道路交通法 （昭和35年法 律第105号）	第4条第1項～第45条第3項 略				30 道路交通法 （昭和35年法 律第105号）	第4条第1項～第45条第3項 略			
	第49条 第1項	パーキング・メーター又は パーキング・チケット発給 設備の設置及び管理		○		第49条 第1項	パーキング・メーターの設 置及び管理		○
	第49条 第2項	略				第49条 第2項	パーキング・チケット発給 設備の設置及び管理		○
	第49条 第3項	略				第49条 第3項	時間制限駐車区間における 駐車の適正を確保するため に必要な措置	略	
	第49条の2第5項～第114条の3 略					第49条の2第5項～第114条の3 略			
(1)～(15) 略					(1)～(15) 略				
31～99 略					31～99 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この規則は、平成19年9月19日から施行する。